

平成 24 年 8 月 22 日  
原子力安全対策課  
( 2 4 - 2 3 )  
<10 時資料配付>

## 高浜発電所 2 号機の新燃料輸送について

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

高浜発電所 2 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力 82.6 万 kW）は、本日、新燃料集合体 28 体を受け入れた。

なお、今回受け入れた新燃料は、高燃焼度燃料集合体（集合体最高燃焼度 55,000 MWd/t）である。

### 1. 輸送年月日

平成 24 年 8 月 21 日 06 時 40 分 三菱原子燃料株式会社 発  
(茨城県那珂郡東海村)

平成 24 年 8 月 22 日 06 時 50 分 高浜発電所 着

### 2. 輸送数量等

|        |      |
|--------|------|
| 新燃料集合体 | 28 体 |
| 輸送容器   | 14 個 |

### 3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

### 4. 輸送方法

陸上輸送

|  |
|--|
| 問い合わせ先（担当：内園）<br>内線2354・直通0776(20)0314 |
|--|

<参考>

## 「輸送における安全性について」

### 1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

### 2. 輸送容器の概要

型式 ; MFC-1型・・・14個

形状 ; 円筒形

寸法 ; 全長約5m、外径約1m

重量 ; 約4.2トン（輸送容器だけで約2.8トン）

材質 ; 鋼鉄製

### 3. 輸送物の安全確認

本輸送物（A型核分裂性輸送物）については、別添に示す国の安全基準を満たすことを、独立行政法人原子力安全基盤機構により確認されたものである。

### 4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両の積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施している。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察・自治体および官庁等に連絡するとともに、適切な措置を取ることにしており、十分な安全対策が講じられることとなっている。

## 『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条に基づき  
国が定めている『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、  
以下のとおりである。

### ①線量当量率

表面で、 2 ミリシーベルト／時以下  
表面から1m離れた位置で、 0.1 ミリシーベルト／時以下

### ②表面密度限度

$\alpha$ 線を放出する放射性物質の場合、 0.4 ベクレル／cm<sup>2</sup>以下  
 $\alpha$ 線を放出しない放射性物質の場合、 4 ベクレル／cm<sup>2</sup>以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

### ①一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

### ②特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても容器の健全性を維持し、臨界の防  
止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。